

防府市自治基本条例の見直しに係る意見等の整理表

章		見出し	条	条文に関する意見等	運用状況等に関する意見等	提言書への反映
前文				◎ 『「母なる川」佐波川』があるなら『「父なる山」右田ヶ岳』を追加することを検討してはどうか。		
第1章	総則	目的	第1条	なし		
		位置付け	第2条	なし		
		定義	第3条	なし		
第2章	自治の基本理念及び基本原則	基本理念	第4条	なし		
		基本原則	第5条	なし		
第3章	市民及び市民等	市民等の権利	第6条	なし		
		市民等の責務	第7条	なし		
第4章	市議会	市議会の役割と責務	第8条	なし		
		市議会議員の責務	第9条	なし		
第5章	執行機関	市長の役割と責務	第10条	なし	○ 外部の研修やセミナーに参加するなど、異業種や外部の方と積極的に交流することで、職員の自己研鑽の機会となるよう、参加しやすい環境づくりに取り組んでほしい。また、インターネットなどで情報を得ることは簡単にできるが、職員が先進地で学ぶことは非常に大切であるため、現場へ行く機会を多く持ってほしい。 研修後の評価や実践についても、学んだことが活かされるように取り組んでほしい。	(2) 施行状況に関する事項 ア
		執行機関の役割と責務	第11条	なし		
		市の職員の責務	第12条	◎ 「適切に」という言葉を入れてはどうか（焼津市参考） ・時代の変化に対応するために「適切に」職務を執行すると定めてはどうか。		(2) 施行状況に関する事項 イ
第6章	総合計画	総合計画	第13条			(1) 条例に関する事項 ア
第7章	行政運営	市長等の組織	第14条			
		情報の提供及び公開	第15条			
		個人情報の保護	第16条			
		説明責任と応答責任	第17条		○ 出前講座には、思ったようなメニューがないことも多いので、メニューの充実を図ってほしい。	(2) 施行状況に関する事項 ウ
		行政評価	第18条			
		行政手続	第19条			
		法令遵守	第20条		○ 不当要求等の事例は少ないかもしれないが、他市や他県の事例を参考に研修を行うなど、油断せず継続して取り組んでいくことが大切だと思う。	(2) 施行状況に関する事項 エ
		公益通報	第21条			
		政策法務	第22条			
	危機管理	第23条	◎ 市民の心構えについて規定してはどうか（ふじみ野市参考） ・市民の側の心構えとして必要な項目と考える。 ・23条は公助の規定と思うので、第7条の「市民の責務」に入れてはどうか。その方が自助・共助についての部分がより強調されるのではないか。 ・「危機管理」だけの章立てにすることはどうか。 ・「地域の交流に努める」記載も必要ではないか。	○ 災害弱者である女性や子どもを救済するための方策として、女性リーダーや世話役の育成が大切である。女性の問題は女性でなければ理解できない場面も多く、市の職員や市民の中からリーダーや世話役の役割を担える方を1人でも増やしていただく等、災害時の女性の活躍について引き続き努力していただきたい。また、女性防災士を増やす取組みについても推進していただきたい。	(1) 条例に関する事項 イ (2) 施行状況に関する事項 オ	

防府市自治基本条例の見直しに係る意見等の整理表

章		見出し	条	条文に関する意見等	運用状況等に関する意見等	提言書への反映
第8章	財政	財政運営	第24条			
		財政状況の公表	第25条			
第9章	参画及び協働の推進	参画の推進	第26条			
		意見聴取	第27条			
		審議会等の運営	第28条		○ 審議会等委員の選定に当たっては公募委員との差をつけずに、各界、各層の市民、特に女性の意見がより多く取り入れられるよう、十分考慮してほしい。特に団体代表は固定化しているように感じるので、審議会等の機能が十分に発揮できるような委員構成となるように努めていただきたい。 また、審議会等の公募委員について、応募者数や選任委員数、報酬額等について統一的な基準で公表し情報提供を行うなど、公募委員への応募者数が増加する取組みを検討いただきたい。	(2) 施行状況に関する事項 カ
		住民投票	第29条		○ 住民投票条例施行後、住民投票は実施されておらず、また、常設型の住民投票条例でありながら予算確保において議会が関与することになるため、整合性を含め、実施方法について庁内で協議してほしい。	(2) 施行状況に関する事項 キ
		協働の推進	第30条		○ 新たな地域コミュニティを構築し、自治会や社会福祉協議会などの垣根を越えて活動を推進していかなければならない。新しい時代の参画協働のあり方として、地域コミュニティセンターを育成、または強化するために行政が取り組むことを検討されたい。 また、参画協働についての市民意識は上がってきているものの、まだまだ十分に認知されているとは言えない。大変なことではあるが、意見を言えば取り入れられるという取組みを進めていくことで、市民の意識を高めていくことが出来ると思うので、そういった取組みについて検討してほしい。	(2) 施行状況に関する事項 ク
第10章	その他	国、山口県他との連携	第31条			
		条例の見直し	第32条		○ 条文を変えることよりも条文が政策に活かされ、自治が推進されていくためにどのような課題があり、どのように進めていけば良いかを話し合い、その意見を行政に反映させることが重要であると考え。出てきた意見は担当部署で課題解決に努めてほしい。4年を超えない期間ごとに見直す規定については、今後、必要に応じて見直す等の変更についても協議を行ってほしい。	(2) 施行状況に関する事項 ケ

防府市自治基本条例の見直しに係る意見等の整理表

章	見出し	条	条文に関する意見等	運用状況等に関する意見等	提言書への反映
その他(全体的事項や条例の周知等に関すること)			◎ 「倫理」条文について(一般質問) ・自治基本条例に倫理の条文を加えてはいかがか。		(1) 条例に関する事項 ウ
			◎ 表彰に関する規定について		記載なし
				○ 地域の課題を解決するために活動する団体や地域が、10年前と比べると増えてきているのではないかと思います。それに対してさきがけとなるようなルールにしておかなければいけないと感じています。(条例改正に当たっては)法律の専門家から見ても高い評価をいただけるような条例になるよう、十分な検討、協議をお願いしたい。	(2) 施行状況に関する事項 ケ
				○ 行政評価調書の、地域コミュニティ活動の推進については多難な状況に見える。「地域コミュニティ=自治会」と受け取れるような表現で市民満足度を出すより、「新たな地域コミュニティ組織構築地域数が0地域」ということをしっかりと見ていかないといけないと思うので、この項目については行政評価がやや甘いように見えた。	
				○ これからのまちづくりは今の子ども達が担っていくことになる。新たな地域コミュニティを構築し、自治会や社会福祉協議会などの垣根を越えてやっていかないといけないというのは、自治基本条例の考え方の根本でもあると思う。	
				○ 女性が活躍しようと思えば、男性のサポートが不可欠だと思うので、お互いを尊重した取組が出来るようなものにしてほしい。	
				○ 男女共同参画とは女性だけでなく老若男女一人ひとりが生きやすい社会にすることであり、自治基本条例を通してこのような理解を進めていくことが自治基本条例の基本的な考え方だと思う。	
				○ 核家族が増え、働きながら子どもを産んで育ててという社会の中で、組織的な子育て支援の取組みが進んでいくとよいと思う。	
				○ 市民活動団体のほうもしっかり学んだり、考えたりしていかないといけないが、行政のほうも恐れずに手を握ってくださるような人がたくさん生まれてくるような、そういう人材育成が進んでいけば良いと思う。	
			○ 公民館について、他市では地域交流センターというものに置き換わっているところもありますが、公民館には学ばなければいけないこと、要求課題を学ぶ拠点という、社会教育の拠点としての意味づけもある。そういう意味で、防府市にまだ公民館があることは良いことだと思う。		